

令和8年度建設業デジタル化加速事業
省人化建設機械(チルトローテータ)活用モデル工事試行要領

1 モデル工場の目的と定義

本モデル工事は、複雑・狭隘な現場等において、省人化建設機械(チルトローテータ)の活用による生産性向上の有効性と課題を検証するための工事である。なお、「省人化建設機械(チルトローテータ)」とは、国土交通省が「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき、チルトローテータ機能を有するものとして認定した省人化建設機械とし、具体的には国土交通省のホームページに公開されている「省人化建設機械(チルトローテータ)認定型式一覧表」に掲載されている型式とする。

省人化建設機械(チルトローテータ)認定型式一覧表

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html)

※上記によりチルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、MC/MG機能も有するものとして認定を受けたものとMC/MG機能を有せずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。「MC/MG機能がないもの」を使用する場合であっても後付け装置等によりMG/MC機能を付与して「ICT建設機械による施工」を実施する場合は、「ICT建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械(チルトローテータ)試行対象の工事とする。

2 モデル工場の内容

本モデル工事では、以下の(1)及び(2)を実施する。

(1) 省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工

ICT活用工事(作業土工(床掘工))において、国土交通省の「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械(チルトローテータ)を活用し「チルトローテータを用いた施工」を実施する。なお、省人化建設機械(チルトローテータ)に対応した建設機械は、受注者が手配する。

(2) 現場見学会の実施

省人化建設機械(チルトローテータ)の活用効果等を事例発表するものとして、省人化建設機械(チルトローテータ)のデモ実演を含めた現場見学会を官民等を対象として、工期内に1回以上開催する。

3 モデル工場の対象

ICT活用工事(作業土工(床掘工))を実施する工事とする。

4 発注方式

発注者指定型とする。モデル工事として発注する工事には、特記仕様書に別添の記載例を参考として、省人化建設機械(チルトローテータ)活用モデル工事である旨を明記する。

5 工事費の積算

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算により発注するものとし、契約変更により、上記2の実施に伴う費用を計上する。なお、費用の計上方法については、受注者から施工計画の段階で見積書を徴収し、従来積算との差し替えにより行う。また、下記7の調査検証に伴う費用についても、施工計画の段階で受注者から見積書を徴収し、契約変更の対象とする。

6 工事成績評定における措置

工事成績評定において、以下の措置を行う。

(1) 第一次評定者による評価

「創意工夫」における【その他】「□その他」において1点評価するものとし、理由に「BIM/CIM 適用工事の実施」と記載する。(暫定措置)

(2) 第二次評定者による評価

「6 社会性等」の「I 地域への貢献等」における「(3) 定期的に広報誌の配布や現場見学会などを実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。」において評価する。

(3) 発注者指定型における減点

受注者の責により本試行要領に基づくモデル工事が実施できなかった場合は、「法令遵守等」の項目で、「文書注意(－8点)」により減点評価する。ただし、変更契約により発注者指定型としてモデル工事を実施する場合は、減点対象としない。

7 調査検証への協力

受注者は、本モデル工事で実施した省人化建設機械(チルトローテータ)での施工と従来施工を比較し、省人化建設機械(チルトローテータ)の活用効果や課題等についてとりまとめ、発注者に報告書を提出すること。なお、報告書様式については、別途指示する。また、受注者は、映像記録や取材について、依頼を受けた場合は協力すること。

8 その他

本試行要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、発注者と協議するものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。